

第7章

中国の多重価格

はじめに

毛沢東時代の中国のシステムにおいては、生産財・消費財の価格はほとんど政府の統制下におかれていた。1978年末から、改革・開放路線に転じて市場メカニズムの導入を進めてきた結果、従来の政府公定価格の他に多種類の価格が併存する「一物多価」が出現した。ここでは多重構造というテーマに合わせて、「多重価格」と呼んでおく。多重価格とは同一品種、同一品質の製品でありながら、市場化の程度、計画規制のしかた、流通のルートなどの違いによって形成される異なった価格をいう。

計画統制の厳しかった1978年以前には、一物一価といかないまでも、闇市場価格を除けば表向き単一の価格が成立していた。この単一価格の下で、企業は経営改善への意欲をほとんど失っていた。その意味では、多重価格制の登場は企業の経営努力を喚起し、エネルギー・原材料の生産・供給量の増加をもたらす上で大いに貢献した。また、価格上昇で得た資金を再投入すれば投資構造の調整にも役立つ。国外資源を利用した方が相対的に有利であるにもかかわらず、政策的な低価格のためにコストの高い国内資源を浪費するということもなくなる。このように、従来の行政的計画システムに比べれば、現在のシステムは融通性のあるシステムとして評価できる。

しかし他方で、多重価格の存在はいくつかの問題をもたらしている。市場

販売を増やしたために計画が未達成になったり、官僚・幹部による物資の横流しや闇市場での販売といった現象も増えている。1989年春の民主化運動が最も厳しく糾弾したのも官僚・幹部の汚職・腐敗であった。

本稿では、まず多重価格制の登場する経緯とその実態を明らかにする。その上で、多重価格制のかかえている問題点を検討する。また、多重価格制の解消を目指している石家荘市の実験をとりあげ、その現状と限界を探ってみたい。

第1節 多重価格の実態とその矛盾

1. 多重価格制の登場

経済改革に着手する前の旧い集権的計画システムの下で、国営企業が買い上げ・販売する財・サービスの価格のほとんどは、政府によって統制されていた。とりわけ、重要生産財は「商品」とみなされず、生産から販売にいたるすべての過程が計画当局によってコントロールされていた。

原材料、エネルギーなどの生産財価格は、製造工業の製品に比べると低く抑えられてきた。そのため、原材料・エネルギー部門に属する企業の多くは赤字経営に陥っている。価格改革の課題のひとつは、政策的に低く抑えられてきたこれら生産財の政府決定価格を引き上げることにあった。同時に、計画超過分の生産財については割増価格や市場価格での販売も認めることにした。その結果、最も安い政府統制配分価格から最も高い市場価格までの間に、各種の価格が介在する「多重価格」が出現した。中には、こうした計画規制の緩和の間隙をぬって、政府から下ろされてきた計画指標を未達成のまま、生産財市場やブラック・マーケットに横流したり、独占・寡占状態を利用して高価格で売りつけたりする企業もでてきた。

1984年5月10日の国務院「国営工業企業の自主権をさらに拡大すること

に関する暫定規定」は、国営企業の生産した生産財の一部について自家販売を認め、価格の多重化の現状を正式に追認した⁽¹⁾。鋼材は計画内の2%および計画超過分、また銑鉄、銅、アルミニウム、鉛、亜鉛、錫、石炭、セメント、硫酸、濃硝酸、苛性ソーダ、精製ソーダ、ゴムなどは計画超過分について、20%未満の範囲で変動させることを認めた。

その後、次第に企業の自家販売部分を拡大し、1985年には20%という価格の変動幅に対する規制をも取り払った。当初、多重価格制を適用されているのは、銑鉄、銅、アルミニウム、鉛、亜鉛、すず、石炭、セメント、硫酸、濃硝酸、苛性ソーダ、精製ソーダ、ゴムの13品目だけだった⁽²⁾。その後、次第に拡大し、現在では、第1次・第2次エネルギー、石油製品、コークス、木材、金属材料、板ガラス、鉱産物など、生産財全般に広がっている。

第1表は、農民の農産物販売額、重要生産財販売額、工業製品（消費財）販売額について、各種価格形式の構成比の変化を追ったものである。①「政府決定価格」（政府が決める固定価格）、②「政府指導価格」（政府の設定した範囲内で変動を許される基準価格）、③「市場調節価格」（市場の需給関係で決まる自由価格）、の3種類からなる。改革前の1978年と比べると、改革後の1986～88年には政府決定価格の比重は著しく低下している。

市場価格の比重が高まると同時に、市場価格と公定価格との差も拡大する傾向にある。第1図は、湖南省の例である。線材、丸鋼、熱間圧延板、銅、アルミニウム、鉛、亜鉛、すず、銅材、アルミ材、銑鉄の11種類の生産財について、計画内価格（政府決定価格と政府指導価格を含む）と計画外価格（市場調節価格）との比を示している。その比は、85年の1.2倍から89年には1.9倍に広がっている。

経済改革に着手して以降、生産財を中心として価格の多重化が進展した理由として、次の諸点をあげることができよう。

（1）計画価格の適用される範囲が縮小した。中央の統一配分量の総生産量に占める比率が低下したことからも裏付けられる。たとえば1965年と82年とを比べると、石炭は75%から51%に、鋼材は95%から53%に、セメント

第1表 各種価格形式の構成比

	全 国				廣 東				省				江 蘇 省				(%)	
	農民の農産物販売額	重要生産財販売額	工業製品(消費財)販売額	農民の農産物販売額	重要生産財販売額													
	1978	1986	1988	1986	1987	1986	1987	1988	1986	1979	1986	1987	1988	1978	1986	1988	1988	
政府決定価格	92.4	37	24	100	64	60	97	45	91.3	23.9	20	100	44.2	13.5	97.2	20.3	13.5	
政府指導価格		23		0	23				23				0	21.3				
市場調節価格	7.6		76		40	3			8.7	76.1	80		86.5	2.8	79.7	86.5	72	
	40		0	13		32			0	32			0	31.5				

(注) 广東省の工業製品(消費財)販売額のうち、1978/86年は「社会商品小売総額」である。

(出所) 田源「価格改革与產權制度転換」(『經濟研究』1988年2期) 12ページ、「企業定価據座」(『價格理論与實踐』1988年1期) 58ページ。

中国科学院財物資經濟研究所“價格改革”課題組「十年價格改革：成效，問題和出路」(『財貿經濟』1989年19期) 3～4ページ。

劉世靜「廣東省價格改革的回顧与今後改革的思考」(『廣東價格研究』1988年3期)，9ページ。

第1図 公定価格と市場価格との比



(注) 湖南省の主要生産財11品目について。

(出所) 曹長慶・馮躍文「現状 問題 対策一關於逐步解決“双軌制”価格問題的探討」
『価格理論与実践』1990年8期), 2ページ。

は71%から25%に、木材は63%から57%に落ちている⁽³⁾。

(2)中央の配分計画に組み込まれている企業でも、計画超過分は市場価格で販売できるようになった。

(3)地方国営企業の価格は、地方政府によって管理されている。

(4)郷鎮企業も含む農民の集団・個人経営に対しては価格規制がほとんどない。

(5)生産財の市場取引をする「物資交易中心」が各地に設立されて、省外の企業や集団・個人経営の企業も参加できるようになった。鉄鋼市場は、今や全国182都市に設立されている⁽⁴⁾。

(6)生産財の供給が需要に追いつかない状況下で闇市場が形成されている。

たしかに、このような多重価格制は従来の中央統制価格一本の方式に比べれば、企業の生産意欲・市場の活性化を促す上で積極的役割を果たしている。しかし他方で、企業成績の適正な評価を妨げ、ただでさえ困難に陥って

いる計画化や資源配分をいっそう歪んだものにした。さらには、空売り・転売などの不正な投機的行為も助長している。

2. 生産財の多重価格の実態

以上のところでは、多重価格を政府決定価格、政府指導価格、市場調節価格から構成されるものとして説明した。基本的には、この3種類からなるといってよいのだが、実際には監督官庁や管理のしかたによってもっと多種類の価格が成立している。以下では、主要生産財について多重価格の実態はどうなっているかを概観しておこう。

(1) 石炭

石炭価格はエネルギーの中でも最も低く抑えられてきた。建国以来、4度の改定を経て、1985年以降はトン当たり24～25元に引き上げられたが、国際価格と比べるときわめて低い。また、83年には生産計画超過分に対しては、政府決定価格の上に100%のプレミアムをつけて生産を刺激してきた。この時期から、石炭の一物多価が全国的に広がった。現在では、政府決定価格の他に、生産ノルマ達成後の割増価格、省エネ用石炭、協議買付け石炭、地方炭鉱産石炭、外地向け石炭、特殊加工石炭などの価格がある⁽⁵⁾。いずれも、各種の名目をつけて政府決定価格より高く売ろうとしている。

石炭の中央統制配分される比率は低下しており、1989年には総生産量の46%をカバーしているに過ぎない。残りの54%は、2000カ所の地方政府管轄下の炭鉱と、7万9000カ所に上る集団経営炭鉱・個人経営炭鉱とが生産したものである⁽⁶⁾。山西省の石炭が上海に運ばれて売られるときには、トン当たり60元以上になる。他方で、中央統制炭鉱の石炭が地元の山西省で売られるときは30元にもならない。郷鎮炭鉱の石炭はさらに安く、10元前後でしかない。このため、一般的に中国の沿海各省の省エネ投資の額は、山西省などの内陸各省より大きくなる傾向がみられる。

(2) 鉄鋼

鋼材価格も市場化の程度や管轄の違いによって多重化している。中央統制配分価格、地方政府臨時価格、輸入割増価格、冶金工業部の掌握する変動価格、計画超過部分の自家販売価格（市場調節価格）からなる。中央統制配分価格がトン当たり700元であるのに対し、市場調節価格は1700元、また輸入割増価格は2100元（800元が関税および工商税）であった⁽⁷⁾。さらにブラック・マーケット価格も含めると、きわめて多岐にわたっている。

1987年から88年にかけて経済が過熱化し、原材料・エネルギーの供給が需要に追いつかなくなった。価格の高い沿海部へ向けて、内陸部から原材料が流れていった。四川省では重要原材料の流出を抑止するため、地方政府臨時価格を設けて中央統制価格より高くした。第2表は、鋼材や鉄合金の例である。16 MnR中板と16 Mng中板との関係にみられるように、割増率の違いによって中央統制価格と地方臨時価格との高低が逆転しているケースもある。価格体系はさらに錯綜したものになった。

(3) 石油

1960年に大慶油田が発見され、原油産出量は飛躍的に伸びた。その年の石

第2表 四川省の臨時価格

	中央統制価格 (元/トン)	四川省臨時価格 (元/トン)	割増率 (%)
18 # みぞ型鋼	860	990	15
6.5 鋳物用均し板	860	1,030	20
造船板	700	870	25
20 g 中板	690	800	16
16 Mng 中板	750	940	25
16 MnR 中板	810	850	5
フェロバナジン	3,700～3,800	4,400～4,500	18.4～18.9
フェロチタン	19,000～26,000	22,800～31,200	12.0

（出所） 鋼材（1988年3月）：『四川物価』1988年4期、17ページ。

鉄合金（1987年11月）：同上、1988年1期、5ページ。

油自給率も 42.5% にまで上昇した。61 年 3 月に、地域差とコストとを勘案して、全国的に新たな原油価格が制定された。これは、50 年代後半のソ連の価格体系を参考にして決められたものである。

第 3 表に、暦年の原油価格を示した。1961 年から 70 年までは、トン当たり平均 130 元の価格が維持されていた。ところが、71 年の価格調整で 20% 値下げされ、平均 103 元となった。しかも、その後 88 年までこの価格で固定されたままであった。

1975 年から 85 年にかけて石油産出部門の油井建設コストは 2 倍に上昇した。また、探査コストも 2.5 倍に増えている。原油の総合生産コストはこの 10 年間で 1.9 倍になっている。コストは上昇しても、原油価格は低く抑えられたままであるから、ほとんどの油田が赤字経営に陥っている。1988～90 年に毎年 30 元ずつ引き上げられているが、少なくともトン当たり 200 元以上でないと、コストを補填できないといわれている。

1983 年から政府は原油産出量請負制を実施し、請負ノルマを超過した部分については輸出してもよいし、国際市場価格で国内に販売してもよいこととした。いわゆる「高価オイル」の出現であり、石油の二重価格が登場した。当時、この高価オイルの価格は、大慶油田でトン当たり 650 元、勝利油田で 520 元であった。83 年、85 年の調整を経て、大慶 545 元、勝利 474 元に値下げされたが、それでも政府統制価格の 5 倍以上になる。しかし、高価オイルの対象は 4000 万トンとわずかな比率であり、残りの 1 億トンは政府決定価格で売らねばならない⁽⁸⁾。価格引き上げの効果はほとんど期待できない。

石油製品では工業用重油の例がある。政府決定価格が 1 トン当たり 115 元であるのに対し、政府指導価格 145～330 元、市場調節価格 490 元にもなる。

第 4 表は、勝利油田における政府決定価格と政府指導価格である。ここでも、指導価格に付けるプレミアムの率はまちまちで価格比の高低関係が逆転したケースがみられる。

第3表

		政 府 統 制 価 格				高 価 オ イ ル				
		1961 ~70年	1971 ~88年	1971 ②	1988年 2月	1989年③	1989年③	1983年 3月	1983年 ①	1985年 ①
天 然 原 油 (全国平均)	130	103	100	110	110	137	167	620	590	545
慶 利 港 河 林 中 疆 海 門 川 漢 蘇 南 海 濱	130	100	100	110	110	137	167	520	490	475
大 腾 大 遼 吉 粱 新 青 玉 四 江 長 江 河 渤 東 濱	110	100	100	110	110	137	167			
大 腾 大 遼 吉 粱 新 青 玉 四 江 長 江 河 渤 東 濱	115	115	115	125	125	152	182			
オ イ ル • シ ェ ー ル	120	130	140	140	140	152	182			
遼 (撫順石油工業公司)	150	130	140	140	140	167	197			
東 (茂名石油公司)	130	130	140	140	140	167	197			
岩層トランクなどへの集積原油	130	130	140	140	140	167	197			
(出所) ① 鄭繼芳「論我國石油價格體系的形成與改革」(『價格理論與實踐』1987年5期), 25ページ。 ② 「物資價格基本知識」物資出版社, 1984年, 145ページ。 ③ 「文件摘編」(『價格理論與實踐』1980年5期), 60ページ。	140	150	200	150	210					

第4表 勝利油田の石油価格（1988年）

(単位：元／トン)

名 称	政府決定価格	政府指導価格
原 油	137	485
70#ガソリン	728	1,275
80#ガソリン	858	1,335
-10#重 油	504	1,130
0# 重 油	480	1,130
灯 油	610	950
アスファルト 道 路 用 建 設 用 特 殊 用	130 160 185	} 493
潤 滑 油	1,700～1,800	2,100

(出所) 斉桂珍・馬建堂「調整我国石油価格問題我見」(『価格理論与実践』1990年4期), 34ページ。

3. 上限価格制の導入

インフレの昂進に直面して、政府は値上げを抑止するためにたびたび通達を出している。特に生産財は波及効果が大きく、主要な規制対象となった。1987年5月には、生産財価格に対する管理を強める国務院通達が出された。9月の「中華人民共和国価格管理条例」は、計画内生産財を計画外価格で販売したり、独占価格を設定したりするのを禁じている。

1988年1月には、「重要生産財・交通運輸価格管理暫行規定」が発布された。石油、石油化学、鉄道、航空、電力、冶金、非鉄金属、石炭などの独占企業あるいは独占的産業の生産する重要生産財・交通運輸価格は国家物価局が統一制定することをあらためて確認した。また、計画外の重要生産財の売買についての許可も、中央政府、省レベル、大中都市の設立した公認の生産財市場における取引、および指定した企業との取引のみに限定された。

その年の2月に入って、計画外生産財に対する価格規制が再び導入され

た。1985年にいったん取り扱われていたものである。

このような生産財価格の上昇を抑えようとする各種の通達が、どれほどの効力を発揮するか疑問である。上限価格設定の基準は、「市場価格の相場よりやや低く」というのが原則である。しかし、ほとんどの市場価格は上限価格の設定された時期の前後で変動していない⁽⁹⁾。

鋼材のはあい、全国の3分の1の省・自治区で上限価格制が実施されていない。形式的には上限を設けているものの、実際には規制していかなかったり、廉価の商品を供給するのに高価格の品種の請求書を出したり、あるいは請求書では上限価格を守りつつ、別に上乗せ額を現金で支払わせたりする、などのケースがみられる。1989年5月には、計画外鋼材について新たな上限価格が設けられた。計画外上限価格と公定価格との差は、大きいもので2倍以上になる。それを示したのが第5表である。

物資部系統の調査によると、鋼材の上限価格制の実行が難しいのは次の理由からである⁽¹⁰⁾。

(1)上限価格が需給関係を反映していない。1988年上半年、鋼材のうち売行きの悪い品種・規格に属するものは総生産量の24.59%も占め、しかも87年同期より1.95%増加している。

(2)上限価格における品種間の価格比が不合理である。たとえば大型鋼(I型鋼、みぞ型鋼、山型鋼)の上限価格は1700元/トンで、中型鋼よりも350元高い。ところが、供給の不足している中型鋼の方が工程は複雑でコストもかかる。また、中板は上限価格1350元/トンで造船用鋼板より50元高い。上限価格の比が不合理であるため、供給が需要に追いつかない品種・規格の生産がなかなか増加せず、需給ギャップをかえって拡大している。

(3)各製鉄企業が物資部系統に鋼材を売るときには、上限価格を超えてはならない。ところが、中央、省、自治区、大中都市の設立した生産財市場あるいはその指定した経営単位と契約し、直接買い手に売り渡すばあいには、その地域内で別に「上限価格」を設定できるという例外条項がある(第10条)。したがって、各企業は物資部系統の決めた上限価格では売りたがらない。

第5表 鋼材の上限価格

(単位: 元 / トン)					
	規 格	計画外 生産者価格 上限(1988)	公定 生産者価格 (1984)	計画外 販売価格 上限(1989)	公定 生産者価格 上限(1989)
アルミニウム・インゴット	特1～4号	6,300	2,730～2,760		
鋼					
普通炭素、低合金大型鋼(1型鋼、みぞ型鋼、山形鋼)	1,700		1,220	1,120	500
" (丸鋼, 角鋼, 平鋼)	1,160		815	740	500
" 中型鋼(1型鋼, みぞ型鋼, 山形鋼)	1,350	1,550～360	1,015	920	530
" (丸鋼, 角鋼, 平鋼)	1,210		965	880	505
小型鋼(1型鋼、みぞ型鋼、山形鋼)	1,260		965	870	565
線材(普通炭素、低合金) 各種規格	1,200	525～850	945	860	535
" (丸鋼, 角鋼, 平鋼)	1,300	530	1,020	920	610
重動条(") 50kg/m 各種規格	1,450	600～630	1,115	1,020	520
軽動条(") 各種規格	1,500		1,150	1,050	570
熱間圧延丸鋼	45号以上	1,490	680～730	各規格	
熱間圧延特殊線材	10～40号	1,400	740～780	965	870
特殊中板	"	1,360	1,020	910	760
造船用鋼板	"	1,380	1,260		
ボイラーユ用鋼板	"	1,300	665～1,015	1,110	1,000
熱間圧延、低合金薄板	2～4 mm	1,400	630～855	1,110	1,000
亜鉛鉄板	< 0.5 mm	1,350	750～830	1,050	950
冷間圧延薄板	1 mm	2,850	850～1,620	2,745	2,500
熱間圧延薄板	0.5 mm	1,950		2,350	2,160
" 繰ぎ目なし鋼管	2～4 mm	2,400	650～1,180	2,550	2,340
	各種規格	1,350	400～1,020	1,050	950
	"	1,650	940～1,220	1,750	1,590

(注) ①, ②, ③は同じ規格とは限らない。③の計画外価格と公定価格の比に注目されたい。

- (出所) ①『経済参考』1988年1月28日。
 ②衆集主編『簡明物資購銷手冊』中国民族学院出版社, 1985年。
 ③『経済日報』1989年5月29日。

(4)石炭・電力・水・ガス・運輸・コークス・鉱石には上限価格制が導入されていない⁽¹¹⁾。これらを計画外価格で購入して大量に使用する企業、とりわけ中小の鉄鋼企業はコスト高に苦しんでいる。製品を規定どおり上限価格で販売していると、赤字になる企業も出る。なお、石炭は1990年2月に上限価格が設けられた。

1988年6月に開催された全国物資体制改革工作会議において、鋼材・非鉄金属などの生産財に対する上限価格は実態から遊離しており、上限価格制を撤廃せよとの意見が出された。内陸部の省・市からきた代議員の発言によると、上限価格制が公布されてのち、実際にそれを守っている地域と守っていない地域とが出てきた。その結果、内陸部の原材料が市場価格の高い沿海部へ流出し、内陸諸省は原材料不足に陥った⁽¹²⁾。政府統制がようやく効力を發揮し始めるのは、89年6月の天安門事件の影響によって消費不振に陥って以降のことである。

(5)物資部の系統でかかえ込んでいる在庫の中には、買い付け当時の値段が上限価格より高いものもある。上限価格より低い値段で売り出せば赤字になってしまう。そうした在庫の額は江蘇省で2億元、陝西省で2000万元に上る⁽¹³⁾。

4. 官民こぞって商売へ

公定価格と市場価格との併存する多重価格制の下では、公定価格で売るべき計画内配分の商品を、企業が市場価格で売り抜くことも可能になった。その結果、高い市場価格と低い公定価格との差額分は生産者余剰としての「準地代」を形成する。この準地代をめぐって、各企業は計画を無視して横流しや転売に励むし、資材配分権を握る官庁・官僚は計画配分命令書という紙きれ1枚の交付によって暴利を得ようとする。

胡和立は、市場価格と公定価格との差に基づく「準地代」を次の式で試算している⁽¹⁴⁾。

$$R_i = \sum_{i=1}^n (P_{fi} - P_{oi}) Q_i$$

R_i : 準地代

P_{fi} : 第 i 品目の市場価格

P_{oi} : 第 i 品目の公定価格

Q_i : 計画外の販売量

この推計によると、1988年の準地代は3569.2億元に上る。そのうち、政府が管理している商品の公定価格と市場価格との差が1500億元、国営銀行が貸し出すさいの公定利子率と市場利子率との差が1138.8億元、輸入商品に適用される為替レートの公定と市場との差が930.4億元である⁽¹⁵⁾。この準地代の総額は、中国の88年GNPの25.5%にも相当する。

多重価格制のもたらしたこのような莫大な準地代の存在は、それをめぐって民間のヤミ屋から官僚ブローカーまでが暗躍する素地をつくり出した。ただでさえ物不足経済にある上に、1988年には社会全般にインフレ傾向が広がっていた。何かのきっかけさえつかめば、値上げをしたり、高値で売り抜けるチャンスは至るところに転がっている。

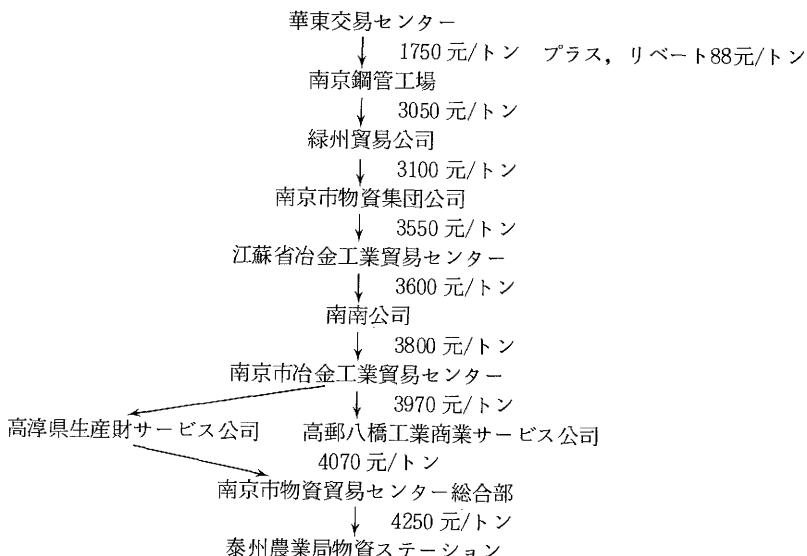
1988年末に、国家工商局、商業部、物資部は連名で、「1つの行政区域内で重要生産財・耐久消費財の転売・空売りを禁止する通達」を発した。その対象となったのは、次の22品目である⁽¹⁶⁾。

- ①石油（原油・石油製品含む） ②自動車 ③鋼材 ④トラクター
- ⑤オートバイ ⑥銅・銅材・銅線・電線 ⑦アルミ・アルミ材・アルミ線
- ⑧鉛・亜鉛・すず・ニッケル ⑨銑鉄 ⑩木材 ⑪セメント
- ⑫精製ソーダ ⑬固体苛性ソーダ ⑭ゴム（天然・合成ゴム含む） ⑯化学肥料
- ⑮プラスチック（ポリエチレン、ポリスチレン含む） ⑯化学肥料
- ⑰綿花（綿ネル含む） ⑱羊毛・カシミア ⑲農薬
- ⑳農業用ビニール ㉑新聞紙・凸版紙 ㉒カラーテレビ

それにもかかわらず、1つの行政区域内での商品転がしも跡を絶たない。

南京市物価検査所が摘発したケースは、そのひとつである。鄭州で開かれた全国金属材料発注会議で、南京钢管工場は華東交易センターからトタン板

第2図 計画外トン板62トンの転売ルート



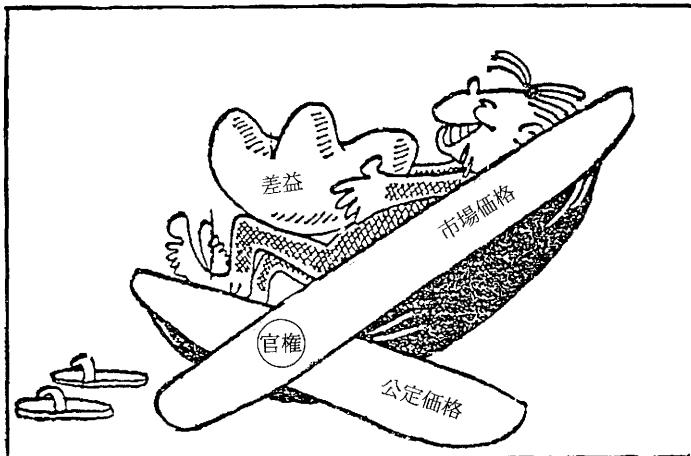
(出所) 『価格理論与実践』1989年11期, 46ページ。

2125トンを購入した。その際、ニセの領収証をやり取りすることによって、トン当たり88元のリベートを支払っている。そのうち、62トンは第2図のようなルートで南京市内の企業を転々と移っていった。しかも、未だ使用企業の手に渡ってはいない。

ドサクサにまぎれて値上げや利ザヤ稼ぎをする風潮が広がるなか、一攫千金を夢みて、各界各層から多くの人々が商業活動に参加してくる。いわゆる「全民経商」現象である。湖北化学肥料工場では1988年の1~4月にかけて生産計画の超過達成分を自家販売した。この工場から化学肥料を購入していくなかには、政治・法律、税務、銀行、労働・人事、医療、食品、ホテル、運輸、民政、学校などの関係機関があったという⁽¹⁷⁾。なかでも、公権力と結びついた官営会社はその特権的地位を利用して、劣少なくボロもうけしている(第3図)。

国家工商局が28省・自治区・直轄市に対して行った調査がある。1988年

第3図 官僚ブローカーの安樂いす



(出所) 経民筆『価格与市場』1988年6期, 24ページ。

1～6月、物資部系統の官庁およびその傘下の企業による投機・空売りなどの違法行為は大規模なものだけでも31件にのぼる。そのうち、鋼材・自動車の転売は19件を占める。

武漢市では10月3日までに、生産財を転売して稼いだ130件の官庁や公司が摘発された。没収された非合法収入は420万元に上る。

杭州市では、1988年1～5月にかけて省・市関連の委員会・室・庁・局による企業の設置認可、あるいは管轄企業の新設があいついだ。ほとんどが、生産財・資本財や供給の不足しているその他の工業製品を取り扱う会社である。社名には「コンサルティング」とか「開発」とかの看板をかけているが、実際には売買活動を行っている卸売企業が大半であった。そのうち、158の新設企業は省政府の管轄下にあったという⁽¹⁸⁾。

これらの「官営会社」の投資には、政府関連官庁の予算外資金が充当される。また権力を行使して、企業から資金集めをすることもある。名目上、独立採算だが、実際には官庁の後ろ盾がある。人事面でも、関連官庁から天下

りした実力者、またはその影響下にある二線級の官吏が新設企業のトップの地位に着くことも少なくない。

5. 進展しない市場の制度化

上述した「全民経商」、とりわけ官営会社による投機行為は国家計画の完成にも悪影響を及ぼしている。政府の統制配分している生産財については、国営企業は監督官庁との間で製品納入契約を結んでいる。第6表に示したように、1987～89年にかけて契約達成率はのきなみ大幅に低下した。

このように国家計画の達成率が大きく落ち込んだ主たる原因のひとつは、多重価格制にある。各企業にとって公定価格で引き渡さねばならない政府発注より、市場で販売する方が利益は大きい。計画引き渡し分を減らして、企業が自家販売しようとするのは当然である。その他の原因としては、①発注契約と運輸計画とに整合性がない、②引締め政策で資金が不足し、政府の指定した買手企業に支払い能力がない、③政府計画を完成するには、政府の配分する原材料では足りず、市場価格で別に原材料を購入してこなければならぬ、などの点が指摘されている。

国家計画の未達成やインフレ昇進の情勢に対して、政府は統制を強める方向を打ち出してきた。鋼材など重要生産財の配分と価格に対する統制は1989年も堅持すると、柳隨年物資部長は明言した⁽¹⁹⁾。

第6表 契約達成率の低下

(%)

	鋼材	石炭	非鉄金属	銑鉄	化学工業原	セメント	木材
1987年 1～6月	93.3	94.4	95.3	93.7	—	—	77.2
1988年 1～6月	90.5	91.7	94.6	84.1	89年より 低い	89.4	70.4
1989年 1～6月	81.6	89.7	88.3	75.1	92	81.6	62.1

(出所) 『経済参考』1988年8月16日、1989年9月10日。

1988年7月には、85年発布の「党・政府機関および党・政府幹部の商業・企業経営を厳禁する規定」を遵守するよう再度、通達を出した。10月に入って、不良企業を整理する決定が出された。今回の整理の対象になるのは、86年下半年に成立したもので、行政権と経営権とが未分割、官庁による商業活動、空売り・転売、暴利の獲得などの問題をかかえている企業である。さらに10月には、県以上の党・政府機関の退職幹部が商業・企業経営に従事することを禁じる通達を出した。

11月に入って、物資部が「職員・労働者の廉潔を保つことにかんする規定」を発布している。その第1項では、長年にわたる上司、同僚、同期などの関係があろうと、親戚、友人、同郷人あろうと、正式の手続きに違反した取引に対しては受けつけるな、と述べている。コネによる不正行為が目にあまるからである。

コネや不正がまかり通る状況下では、市場での公正な競争は期し難い。華生らの論文は、価格統制の撤廃が必ずしも市場価格の形成にはつながっていないとして、その原因を探っている⁽²⁰⁾。

第1に、多くの官庁は自らの権限を後ろ盾に、企業に対して廉価での販売を強いる。地方政府のなかには市場を封鎖して、故意に一物多価の状況をつくり出しているものもある。

第2に、「法人の大利益」よりも「私的個人の小利益」の方が優先される。物資部系統に属する個人や小団体は、リベートを受けとるかわりに安く販売することがしばしばある。計画配分指標の認可権をもつ官僚は、収賄の誘惑にさらされることが多い。買手企業にとって、生産財を公定価格で入手するか、市場価格で購入するかは、コストの大きさに決定的な差をおよぼす。配分指標の認可書類は、権力をカネに結びつける手段として機能し得る。

第3に、中国では企業行動の目的は利潤の最大化ではなくて、企業福利の最大化にある。企業が廉価、または極端なばあいには、タダで売ったとしても、その行動は合理的である。なぜなら、そうすることによって、税や財務の面で企業や従業員は政府の優遇措置にあずかることができるからである。

第4に、中国経済は権力経済、コネ経済がそれぞれ30%ずつを支配しており、貨幣経済は40%を占めるに過ぎないといわれる。この数字の真偽はともかくとして、カネがあってもどうにもならないことが少くない以上、誰でも権力やコネに頼らざるを得なくなる。

第5に、国営企業が独占的地位を保持している状況に変わりはない。1985年に政府買上げ食糧の二重価格（公定価格と超過買付価格）をなくして、予約買付価格へ一本化した。ところが、農民にとっては結果的に新たな政府公定価格が形成されただけのことである。

第2節 石家莊市の改革

1. 3段階の改革過程

上述したように多くの弊害をもたらしている多重価格制だが、では、近いうちに中国で多重価格を解消して、市場価格へ一本化していくことは可能だろうか。

1984年以来、河北省石家莊市で生産財の多重価格を解消する試みが実験されている。現在、石家莊市の改革はその第3段階にある⁽²¹⁾。

第1段階（1984～85年）は、計画分配と市場流通という「双軌制」（二重価格制）の導入である。国家計画に組み込まれていない品目について流通を自由化し、生産財市場での売買を認めた。同時に、従来の統制価格の他に、一定範囲内での変動を許す「変動価格」や、政府が全く規制をしない市場価格も存在することになった。

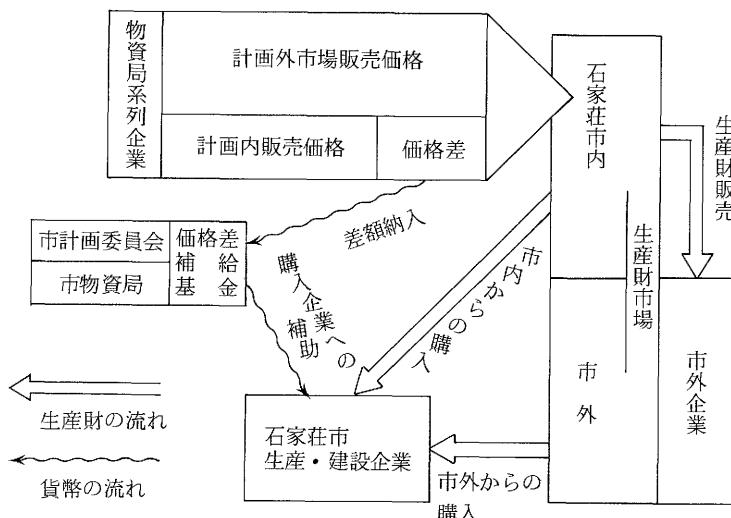
第2段階（1985年）に入ると、計画内流通と計画外流通とを区別せず、いずれも生産財市場で形成された市場価格で取引することにした。新たな措置によって、計画内配分を受けている企業は、以前の安い統制価格ではなく、割高な市場価格で購入せざるを得なくなる。この市場価格と統制価格との差額

部分については、市物資局が補填することにした。

第3段階（1986～現在）では、生産財市場取引への一本化を完成するために、価格差補填の額を次第に減らしていった。しかも、価格差補填基金としてプールし、計画化や重要度の違いに応じて補填額に格差をもうけている。第4図に、第3段階の方式の概略を示した。

この時期には、市場価格に一本化された品目の数も格段に増えた。1985年の4品種から始まり、1986年に10品種を経て、1987年には鋼材、木材、銑鉄、精製ソーダ、銅、アルミニウム、鉛、錫、銅材、アルミ材、苛性ソーダ、ゴム、ポリエチレン、ポリプロピレン、尿素、亜硝酸ナトリウムの16品種に拡大した。さらに88年には、化学工業・軽工業用の39品種、建設資材3品種、生産用石炭1品種を含む59品種にまで広がった。

第4図 石家荘市改革の第3段階



(出所) 常清・趙仲倫・高玉芬・李文治「石家荘形成生産資料市場的改革和現状」(『中国の生産財市場改革と金融改革』アジア経済研究所所内資料, 1990年) 32ページ。

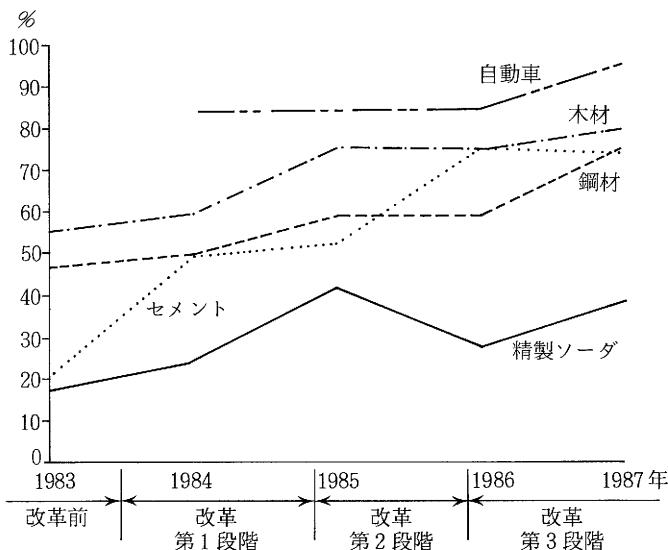
2. 改革の進展状況

多重価格の解消を目指した石家荘市の改革は、現在までのところ、次のような成果をあげている。

第1に、市場取引の比重が大幅に増えた。鋼材のばあい、改革に着手する前の1983年には、総流通量の53.5%が統制配分されていた。市場取引されるのは46.5%に過ぎなかった。ところが、1987年になると、75.5%が市場で取引されている。その他の品目についても、同様の状況がみられる（第5図）。

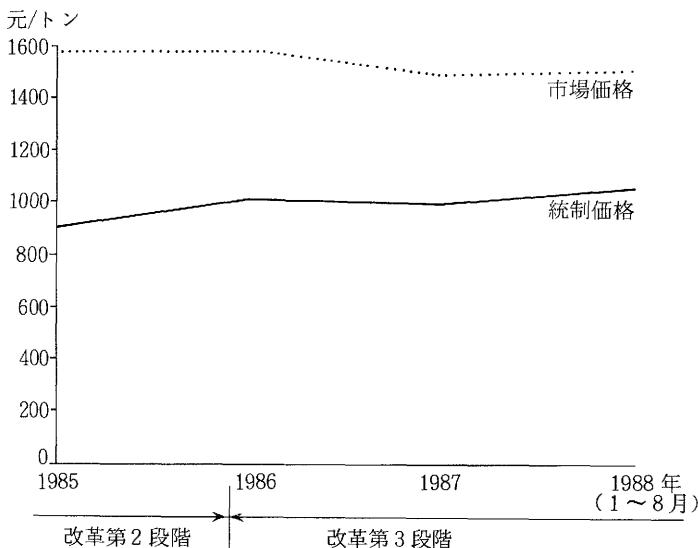
第2に、市場価格と公定価格との価格差が縮小した。多重価格制の下では、通常、市場価格は公定価格から乖離し、両者の差は拡大する傾向にある。石家荘市では、第6図にみるように、公定価格が引き上げられる一方、市場価

第5図 市場購入比率



（出所） 第4図に同じ、39ページ。

第6図 鋼材価格の変化



(出所) 第4図に同じ、40ページ。

格は安定しているため、価格差は1985年674元から88年には415元に縮小している。

第3に、市場取引の拡大や市場価格への一本化が進展することによって、経済運営の効率化をもたらしている。たとえば、企業の原材料調達が容易になったこと、企業が行政的管理から脱して一定程度、独立性を保持するようになったこと、在庫量が減少したこと、などがあげられる⁽²²⁾。

3. 改革の限界

石家荘市の実験は上述したような成果をあげ、改革に着手してからすでに5年余を経ているにもかかわらず、依然として石家荘市の範囲内にとどまっている。その他の地域に波及していないのはなぜか。その理由として、石

家荘型の改革が次のような限界を有している点を指摘しておかねばならない。⁽²³⁾

第1に、石家荘市の改革はその地域内に適用されるに過ぎない。石家荘以外の地域では、地域内の傘下企業に対する生産財調達を優先するために、免税や地域外への輸送禁止などの措置を講じている。それに対抗するには石家荘市も、地域内への配分を優先せざるを得ない。

第2に、もともと石家荘市が統制配分を受けている生産財は多くない。市管轄企業の消費量に占める政府統制配分の比重は、鋼材40%、木材20%に過ぎない。その他は計画外の市場流通で確保するという特殊な条件下にあった。

第3に、生産財の流通過程で市場価格への一本化を実現しただけであって、生産過程における計画内・計画外の二重システムは依然として残されたままである。

第4に、石家荘方式ではひとつひとつの取引について価格差の補填を行わなければならないが、これは物資局の業務量の大幅増加をまねく。とりわけ天津市物資局のように、石家荘市の10倍にも上る量の生産財が取引されるところではそうである⁽²⁴⁾。

第5に、生産財を供給している物資局系統の企業の抵抗がある。陝西省宝鸡市では石家荘型改革の第2段階を実験しているものの、省政府が配分している生産財にしか適用されていない。物資企業が生産財を配分する権限を失うことを恐れて協力しないからである⁽²⁵⁾。

以上に述べたように、石家荘の改革は特殊な条件に恵まれて成功したものである。計画内配分と計画外配分との二重システムや、多重価格制が全国的に解消され、市場メカニズムが十全に機能するようになるまでには、まだかなりの時間と道程を要するだろう。

おわりに

今や中国経済には、「紅色市場」(国営市場),「白色市場」(自由市場),「灰色市場」(コネ市場),「黒色市場」(闇市場),が割拠している。経済改革で市場メカニズムを導入した目的は、競争的市場機構を円滑に機能させることによって、技術進歩と生産性の上昇、ひいては生活水準の向上を実現するところにあった。だが、中国の現状においては、改革システムの構想どおりにはなかなかことは運ばなかった。新たな改革措置が制度化されて、市場メカニズムが機能するようになるまでには、かなりの長期間を要するであろう。一部の問題の中には時間が解決してくれるものもあるだろう。だが、価格を全面的に自由化するにはいろいろな方面への配慮と十分な準備とが要る。各種の障害と矛盾とを緩和しつつ、多重価格制は解消されねばならない。

〔注〕

- (1) 沙訓教「在治理整頓中加快實現生產資料雙軌價格並軌」(『價格理論與實踐』1989年9期), 5ページは、本文中に紹介した「暫定規定」によって、初めて多重価格が出現したと述べている。たしかに多重価格制が公認されたのはこの時が初めてであるが、公認の背景にはそれ以前から公定価格の一元的システムは崩れつつあったという実態がある。石原享一「計画化と価格」(丸山伸郎編『転機に立つ中國経済』アジア経済研究所, 1985年), 49ページ。
- (2) 曹長慶・馮躍文「現状 問題 対策——關於逐步解決“双軌制”價格問題的探討」(『價格理論與實踐』1990年8月), 3ページ。
- (3) 石原享一「価格改革」(小島麗逸編『中国の経済改革』勁草書房, 1988年), 189～193ページ。
- (4) 『経済参考』1988年6月7日。
- (5) 陳宗法「改革能源價格體系 摘脫能源工業困境」(『價格理論與實踐』1990年5期), 5ページ。
- (6) 『経済参考』1990年2月11日。
- (7) 石原享一「中国の価格改革と商品経済」(『アジア経済』第27巻8号, 1986年8月), 20ページ。楊魯「論優先調整工業生産資料価格及配套措施」(『價格理論與實踐』1988年11月), 11ページ。

- (8) 前掲、陳宗法「改革能源価格……」8ページ。もっとも、地域によっては高価オイルの比重はずっと大きい。江蘇省では、市場販売量の3分の1以上を占めている（陶鈺良「汽油應恢復地区差価」（『価格探討』1988年2月、18ページ）。
- (9) 詳しくは、石原享一「中国における多重価格制の実態」（『中国経済』1989年3月号）、22ページ参照。
- (10) 『経済参考』1988年8月29日。
- (11) 同上、1989年5月30日。
- (12) 同上、1988年6月17日。
- (13) 同上、1989年6月4日。
- (14) 胡和立「廉政三策」（《経済社会体制比較編集部》『腐敗：貨幣与権力の交換』中国展望出版社、1989年），34～35ページ。
- (15) 胡和立「1988年我国租金価値の估算」（『経済社会体制比較』1989年5月）。趙人偉「対当前收入分配不公問題的幾点看法」（『経済研究』1989年12月），8～9ページより再引用。
- (16) 『安徽物価』1989年1月、8ページ。
- (17) 『農民日報』1988年6月11日。
- (18) 『経済参考』1988年7月22日。
- (19) 石原享一「物価——進行するインフレ」（『中国年鑑』1989年版、中国研究所），119ページ。なお、1990年7月に入って、柳隨年物資部長は再び生産財価格の改革に着手する方針を打ち出している。
- (20) 華生・張学軍・羅小明「中国改革：回顧、反思和前景」（『経済研究』1989年9月），19ページ。
- (21) 石原享一「計画制度」（『中国総覧』1990年版、霞山会），244～245ページ。常清・趙仲倫・高玉芬・李文治「石家庄形成生産資料市場の改革和現状」（『中国の生産財市場改革と金融改革』アジア経済研究所所内資料、1990年），7～15ページ。
- (22) 前掲、常清ほか「石家庄……」，24～25ページ。
- (23) 同上、26～28ページ。
- (24) 『経済参考』1988年8月13日。
- (25) 衡曉光・王英哥「“石家庄経験”在宝鶏」（『価格与市場』1988年2月），44ページ。